

慶大法学部小論文



1章

【添削課題】

出典：慶應義塾大学・法・04年

解答

グローバル化は、平和をもたらすものなのか、それとも国際紛争を一層、頻繁に発生させてしまうのか。このテーマを検討するために、筆者はグローバル化を「国家」「経済」「文化」という三つのサブ・グループ、つまり三つの「世界」に分けて検討したうえで、第四のNGO、INGOという非政府組織の「世界」に期待する、という。私は筆者に同意する。国家という単位を採らない組織こそが、平和を促進する契機を内包するのだと考える。

筆者によれば、「国家」のグローバル化はEUや国連などを生んだ。しかし、それらの国際機構も主権国家を単位にしており、集団安全保障が現代世界には存在することから、未だに武力行使の危険性が根強く残る。「経済」のグローバル化は国境を越えた繋がりを強めるが、国を単位とした経済摩擦や先進国・貧困国の貧富の格差の拡大を生む。「文化」のグローバル化には、ローカリズムやエッセンシャルイズムという反動が起きる。つまり、「国家」「経済」「文化」のレベルのグローバル化で平和が達成される、というような楽観視はできない。

三つのいずれのレベルにおいても、国家という単位が紛争を引き起こしている。だとすれば、国家という単位のアクターを前提としない第四の「世界」、即ち、非政府組織に期待せざるをえない。

第四の「世界」としての非政府組織の拡大は可能であろうか。私は、現代世界において、国家単位の国益中心主義では解決がつかない問題が山積しているからこそ、非政府組織の活躍の余地は大きいと考える。

例えば、ノーベル賞を受賞したこともある国際非政府組織「国境なき医師団」は、国益とは無縁に、ただ人の命を救うという目的で活動する。確かに、第一の「国家の世界」によるODAによる医療援助も行われている。しかし、先進国の対外援助は、国益に左右さ

れる。日本のODAはバブル期には世界第一位だったが、最近では財政難もあり、一位の座を長らくアメリカに明け渡している。貧困がテロの温床となり、また途上国の数多くの人が必要な医療を受けられないという状況は、「構造的暴力」の結果であり、平和とはいえない。だとすれば、国家ではなく非政府組織こそが平和を促進する、といえるのではないだろうか。

解説

1 課題文の構成

過去の平和論の類型（第①段落）

- 1 勢力均衡に結びつく平和、という地政学的なもの
- 2 経済交流を通しての各国間の相互依存による平和
- 3 国際法・国際機構の充実・浸透による平和
- 4 文化交流その他の分野における非政府組織の役割の重視

筆者の注目するグローバリゼーション論（第②段落）

経済・技術等のハードの面での世界的繋がりがグローバルな意識を作り出しているという見方は示唆的。

筆者の問題関心（第③段落）

戦争と平和という課題を、いかにしてグローバリゼーションというテーマと結びつけていくか。

右の問題を考えていくために、地球（グローブ）を四つの「世界」に腑分け。

① 伝統的な主権国家の「世界」（第④段落）

概観・説明

◆主権や国益を主張し、その防衛のためには軍事力の行使もためらわない数多くの国家

◆それらの集合体としてのヨーロッパ共同体や、国連をはじめとする国際機構
筆者の評価

◆この「世界」が平和をもたらすとはかぎらない。

◆むしろ、集団防衛体制のもと、国際秩序のための武力行使の可能性が高まるおそれがある。

② 経済活動が作り上げる「世界」(第⑤段落)

概観・説明

◆通商・経済活動による世界各地の結びつきは古くからあり、主権国家と異なる次元で経済によって定義される「世界」を築いてきた。

◆この「世界」は通信手段・情報技術の飛躍的發展により、現代ではいつそうグローバルに。
筆者の評価

◆①の「世界」と比べると、はるかに国境を超えた繋がりを強めている。

◆しかしだからといって、平和をもたらすとはかぎらない。

・富める国と、そうでない国のギャップを広げるおそれ

・グローバル・スタンダードへの反動で、ローカリゼーション(局地化)の動きが強まる傾向

③ 文化交流によって作られた「世界」(第⑥・⑦段落)

筆者の評価

◆文化交流によって、九〇年代には「一つの国際社会」が出現する可能性が高いようにもみえる。

◆しかし、それへの反動が強くなることも予想される(ローカリズム／エッセンシャルイズム／国粹主義)。

◆十数年前には想像もつかなかった規模・スピードで「文化の世界」は作られてきたが、依然「国家の世界」や「経済の世界」よりも優位に立っているとはいえない。

④ NGO・INGOの作り出す「世界」(第⑧段落)
筆者の評価

◆これからますます重要になってくる。

◆非政府組織は、政治・経済・文化すべての面で活躍し、国境を超えたネットワークを築いているために、国際社会に新しい形の繋がりが形成されている。

◆これによって形成されつつある国際市民社会、グローバル・コミュニティは、第四の「世界」として国際関係に多大の影響をもつだろう。

2 設問要求の確認

- ① 課題文を読み、著者の議論を踏まえる。
- ② あなたが考える「世界」についての未来像を自由に論じる。
- ③ 一〇〇〇字以内にまとめる。

3 出題意図の分析

課題文と設問を検討することで、出題の意図がどこにあるのか考察してみる。

課題文は、いわゆる「グローバルゼーションと平和」に関して述べられたものであり、きわめて時事的な問題をあつかっているといえる。「グローバルゼーション」は、入試小論文でも頻出テーマでもあり、初見のテーマでないという点で「書きやすい」と感じる人もいるかもしれない。

ただ、課題文も注意をうながしているように「一口にグローバルゼーションといっても、それは決して単一的な現象ではなく、いくつかの面を持っている」。「グローバルゼーション」はよく使われる語であるだけに、その定義・意味内容がいまいなまま概念がひとり歩きし、結局何を言っているのかわからない、あるいは粗雑な議論になってしまいがちである。

たとえば、「グローバルゼーション」と聞くと、条件反射的に次のようなことを書く人が、一〇人のうち三人くらいはいる。「グロー

バル化とは、実はアメリカ化にすぎず、そのアメリカ的価値観の押しつけが、イスラム世界の反発をよび、二〇〇一年のアメリカ同時多発テロをはじめとしたテロが起こっているのである」。このような答えは、試験ではほとんど評価されないと考えてよい。そこでの「グローバル化」とはどのレベルでのもので、具体的にどのような事象を指すのかという点が明確にされないまま、「同時多発テロ」という複雑な背景をもつ個別事例を説明しようとしたところで、まったく説得力はない。もちろん、「テロ」に言及していけないということはないが、それは多くのきわめて複雑な要因がからみあって生じていることであって、それを一元的に説明しうる便利な概念などないのである。とりわけ、「グローバル化」「グローバリゼーション」はしばしば耳にすることはあるだけに、どこかで聞いた「それらしい」ことを、よく考えもせずに「なんとなく」書いてしまうという答案が出てきやすい。

そういった大雑把な議論にならないように、という出題者による配慮の意図を課題文からみてとることができる。第①段落では、平和論について筆者なりの見方による四つの類型が示されている。第②段落では、経済・技術面でのグローバル化と人々の意識の関わりあいが見えられている。第④段落以降では、「世界」が四つの領域に腑分けされ、「グローバリゼーション」と呼ばれる現象がそれぞれの「世界」におよぼしつつある影響と、「世界」間の相互の関わりが分析されている。いずれの箇所も、筆者の主張を前面に打ち出すというよりも、むしろ現在世界で起こっている問題を見やすくするための《整理》の意味合いをもった記述であることに注意したい。

この課題文が出題者によって選ばれた背景のひとつには、現在世界で起こっている複雑な事態を、いくぶんかでも整理して理解するためのいわば《補助線》として活用せよという意図があるものと考えられる。たとえば、文化交流が作り出す「世界」と主権国家が構成する「世界」とに世界を分節化したみたうえで、それぞれの「世界」で生じている事態どうしがどう関係し合っているのかというように、課題文を《補助線》として使いながら、考えうる「世界」の未来像を、できるだけ精緻に描いてみるのが重要である。

以上述べてきたところから、設問文の意味するところは明瞭になるだろう。そこで論じることが求められている「『世界』の未来像」とは、単一な原理で説明されるような大きな世界ではなく、サブ・グローブとしての複数の「世界」の関連である。

なお、課題文は、これを平和と戦争という問題関心から論じているのではあるが、設問文は、そこに主題を限定して論じるようにはとくに求めていない。「あなたが考える『世界』の未来像を自由に論じなさい」とだけ書かれている。しかも、「平和」は環境や暮らし医療・健康などとも関わって広い含意をもって使われる語であるので、現在世界各地で生じている戦争・武力衝突にかならず言及しなければならぬということはない。

4 答案作成へのアプローチ

ここでは、課題文による《整理》をふまえながら、どのような答案が可能かということをいくつか考えてみる。

課題文は、「世界」を主権国家・経済活動・文化交流・NGOの活動という観点から四つに分けている。この筆者の分け方にとらわれる必要はかならずしもないが、一元的に「世界」をとらえるのではなく「分ける」という発想（＝分析）は不可欠である。

もうひとつ課題文で留意したいのは、グローバル化とそれへの反動という対立する複数の力・運動の拮抗において「世界」を把握するという観点である。ただし、そうした観点をせつかくとつても、たんに国家どうしの、あるいは宗教を異にする「文明」どうし（「キリスト教世界」対「イスラム世界」など）の対立・拮抗としてのみとらえるのであれば、課題文を読んで書かれた答案としては不十分であろう。たとえば、先に3でみた「グローバル化」を「アメリカ化」と等価とみなす見方や、「国益」という主権国家の原理のみで戦争や「テロ」といった事象を説明しようとする議論は——現実にそうした側面が多分にあるにしても——単純化のそしりをまぬがられないだろう。主権国家どうしの関係のみならず、「文化」をめぐる生じている事態、または技術の領域で生じている事象なども関連づけてみたうえで、諸領域間の軋轢・齟齬や相乗効果を分析する観点があつた方がよい。

以下に、具体的な考察の手がかりをいくつかあげてみる。

① 経済のグローバル化と国家

先進国では少子高齢化などによって生じる労働力不足をおぎなうために、外国人労働者・移民労働者を受け入れている。また、先進国の資本は安価で豊富な労働力を求めて、生産拠点を海外に移す傾向にある。こうした経済活動における人や資本の移動は、国境をこえた経済の結びつきを強める働きをしている。

しかし、それぞれの国内において雇用などにおける競合関係が生じたとき、それが「人種間」「民族間」の対立・競合の問題としてとらえられてしまい、移民排斥・外国人差別というナショナリズムを強める動きをまねいている。このように、経済活動のグローバル化は、従来の国民国家の枠組みを強化するという皮肉な側面も持っている。

また、その一方で、移民の定住が進むことによって、従来とは異なる国家のあり方が求められてくるといことも指摘できる。従来、国家が関与する社会保障・社会福祉や教育は「国民」のためのものと位置づけられてきた。しかし、外国人住民の果たす役割が——納税者としても、労働力としても、また地域活動の担い手としても——いつそう欠かせないものとなるにつれて、社会保障や参

政権付与の対象を「国民」に限定する従来の国家観の見直しをせまる議論の余地も出てくる。

② 文化交流とナショナリズム

情報化の進展にともなって、映画やコミック等の文化的な商品が国の枠をこえて消費される傾向が強まっている。しかも、それは、従来にもみられたような、アメリカなど巨大資本を国内にかえる国のソフトが一方的に輸出されるという事態とは異なっている。中国やイランの映画が世界各地で上映されるなど、巨大な資本をもたずに作られた娯楽・芸術が先進国を含めた世界各地に向けて発信され受容される機会が、ますます増えつつある。

このことは、もちろん、各国・各地域にとって文化交流の幅を広げるという点で、肯定的に評価されるべき意味合いも持つ。たとえば、日本において、これまで「外国文化」といえば「アメリカの文化」や「西欧の文化」をおもに指していたのが、今では韓国やベトナムなど文化交流の疎遠だった地域との相互的な交流を深める可能性が広がっている。

しかし、そういったアメリカ以外の娯楽・芸術が受容される過程は、現在のところ、従来の国家や地域の枠組みに強く規定されている面が目立つ。「韓国ドラマ」「イラン映画」「ジャパニメーション」（日本製のアニメーション作品）など、それらが作られた「国家」の名を冠して語られるのが一般的である。

この点に着目すると、課題文の見方は楽観的すぎるのではないかという問題提起も可能であろう。課題文の筆者は、主権国家の「世界」と文化的に定義された「世界」を分けたうえで、前者において解消しえない対立を緩和していく可能性を、後者の文化交流の活発化にみている（第⑥・⑦段落）。ところが、「文化」という概念は、つねに「国民」や「民族」の属性を説明する手段として用いられてきたという点で、かならずしも国家や政治から自立した無垢なものではない。それゆえ、「文化」は、各国・各地域のナショナリズム・民族主義を強める媒介として機能する可能性をつねにはらんでいる。

それが武力紛争といった決定的に深刻な事態にいたらない場合でも、そこで行なわれる交流や相互理解のありようは、いびつで限定的なものにならざるをえないこともある。個人間の交流や相互理解が、「日本文化」を背負った「日本人」と「韓国文化」を背負った「韓国人」の交流と理解されている限りにおいては、それは国境を越え横断する交流とは言えても、国家の枠組みを超えた相互理解の進展とは言えないであろう。

それでも、情報化が可能にしつつある各地域の文化の発信が、「国家」や「民族」の枠組みを超えた人的交流を生み出す契機にな

りうるとしたら、その可能性がどこにあり、また何が必要なのかという議論は、問題文でも充分になされていないところであり、論じる余地がある。

③ 情報技術の革新と国家像の変容

インターネットを核とした情報技術の革新も、今日グローバル化と言われている現象の重要な要素を構成しているといえる。インターネットの従来の情報メディアとの決定的な違いの一つは、大規模な双方向性ということにある。インターネットの「世界」は、テレビ・新聞等マスメディアの持たなかった双方向性を持っている。そればかりでなく、手紙や電話・ファクシミリのような従来からある双方向メディアが、個人間で使われるにせよ、組織間の連絡に使われるにせよ、基本的には一対一の関係性を前提としているのに対し、インターネットは、地球規模で、各個人によって発信が可能で、かつアクセス可能な巨大なネットワークをつくりだしている。

こうして、通信技術の革新は、国家の枠をいとも簡単に超え、ときには企業の行動原理をも超え（無料で配信される情報、無料ソフトの配布）、新たな公共圏としての「世界」をつくりだしているようにもみえなくもない。

しかし、それが従来の「世界」とのきしみを生じさせないではおかしいのもたしかである。たとえば、インターネットは双方向性を持つとはいえ、そこで使用される言語は格段に英語が多い。英語を読み書きできる利用者とそうでない利用者とのあいだには、情報へのアクセスという点でも、情報の発信という点でも、圧倒的な非対称性が存在する。

このことは、それぞれの国家内での階層間格差を拡大する要因になりかねない。とりわけ、日本や韓国など、「自国の言語」を高等教育もふくめた学校教育で用いることを理念としてきた国にとって、その影響は大きいと考えられる。国家の関与する公教育においては、すべての「国民」に均等な機会を与えるという建前が掲げられてきた。その建前を実現するための基盤として、母語と隔たった（それゆえ「落ちこぼれ」を生みやすい、またその習得度が親の経済力・教育への投資に影響されがちな）英語等の外国語ではなく、学習における障壁の小さい「自国語」が用いられることは重要な条件であった。こうして考えると、今日「情報技術の革新」や「グローバル化」への対応として政策的な議題にあがることの多い英語教育の早期化や、英語による理数教科の授業といった提言は、教育理念やそれもふくめた国家像の転換という文脈でとらえることもできるだろう。

④ NGOと国家・企業の関係

課題文で述べられているように、今日国際関係においてNGOの果たす役割はますます大きくなっている。

NGOは本来、その語義（非政府組織）のとおり、国家・政府から自立した理念・行動原理にもとづいて活動する団体である。そして、むしろNGOが利潤追求を第一目標とせざるをえない企業からも距離をとることで、開発によりしばしば破壊されてきた生活環境や地域経済を守る活動を積極的に展開してきた実績は否定できないであろう。

ただし、NGOの活動の活発化・大規模化は、その拠って立つ理念・行動原理の再構築をせまらざるをえないという側面も考えられる。NGOはその機動力や地域との密着性ゆえ、いまや政府機関や企業にとっても無視せざるをえない存在である。それどころか、不可欠なパートナーと認識される場面も多くなりつつある。こうして政府や企業の大きな援助・協力を受けて活動するNGOが増えることは、たしかにその活動する地域にとってプラスの効果ももたらしうるだろう。だが、NGO自身が、協力関係にある政府機関や企業から一定の独立性を保って独自の役割を果たすためには、みずからの立ち位置やかれらとのパートナーシップのあり方をどう規定するのかという課題が問われることになるだろう。また、NGOと政府・企業の三者にとって、お互いの特色を出しあってどう補完しあうのか、という課題が問われることになるだろう。

⑤ 「テロ」をめぐる

いわゆる「テロ」をめぐるっては、私たちの接しうる情報の大半は「テロ」を「撲滅」「抑止」しようとする側によるものである。その語られる内容だけでなく語られ方をも問題にする慎重な視座を要し、議論が難しいのだが、「テロ」について論じた人も多いと思うので一応触れておく。

いわゆる「アメリカ同時多発テロ」以降の情勢や昨今激化しているアラブ諸国やパレスチナといった地域の紛争が、伝統的な主権国家どうしの紛争と異なる様相を呈して見えることは確かであろう。これら二つの事象に限らず、とりわけ冷戦後に世界中で頻発している紛争は、「国家」対「国家」という対立ではなく、「政府軍」対「反政府ゲリラ・デモ隊」、あるいは国家内の「民族間紛争」といった「内戦」としてあらわれることが多い。

このことは、一面においては、国家間の紛争を調停する手段として位置づけられてきた伝統的な国際法や国連の活動のあり方では対処しきれないような、新たな紛争が生じてきている、と理解することもできるかもしれない。しかし、それはたんに紛争の実態的

な変化というだけでなく、紛争の語られ方・言説の変容という側面が多分にある。つまり、紛争の片方の当事者が「政府軍」「反テロ同盟」など国家・国際社会による正統性を付与された呼び方をされる一方で、他方は「反政府軍」「テロリスト」と名指されるということである。そこにあるのは、紛争を認識し、語る枠組みにおける、対称性をいちじるしく欠いた関係である。

このような非対称的な語られ方の背景には、伝統的な主権国家やそれらが構成する国際秩序の「正統性」にのつかった、守旧的「世界」観を指摘することができるかもしれない。いずれにせよ、語られ方の枠組みを問わずに、安易に「テロ」や「反テロ」を語ってしまうのは、バランスを欠いた一面的な議論になりやすいので注意である。

2章

【添削課題】

出典：オリジナル問題

解答

【文章例①】

(一)、囲い込みは会社、学校、地域社会以外にも広く見られる。それは組織に備わる普遍的性向で日本特有の現象ではないが、日本社会では囲い込みにブレーキをかける勢力が弱いためエスカレートしがちだ。退出が可能で競争原理が働く会社では囲い込みが自然淘汰されていく。しかし、自治会や学校などの地域組織は囲い込みからの離脱やそれへの異論は容易でなく、自然淘汰や自浄作用も働かない。この囲い込みの背景には、「私」より「公」を優先すべきだという暗黙の前提が存在する。囲い込みによって私生活が犠牲になり、個人の権利が侵害されるおそれもある。これを避けるには「私」を主張し全体との調和点を求めていく風土改革が必要である。

(二)、筆者は会社では囲い込みが自然淘汰されとの見方を示すが、依然として会社にも囲い込みが強く残っている。会社における囲い込みの弊害がみられる例として、偽装表示や事故隠しなどの企業の不正行為をあげたい。囲い込みは「私」より「公」を優先するため、社員が自社の不正行為に気づいても何もできないことが多い。会社の利益のために、一人ひとりの社員の倫理観が損なわれていく。個人の倫理観の欠落は組織の自浄作用を不可能にし、企業の不正行為に歯止めがからなくなる。その影響は組織内部にとどまらず、消費者や投資家にも大きな損害をもたらす。

(三)、こうした囲い込みの弊害を取り除くため、筆者は風土改革の必要性を主張する。しかし、「私」を主張しづらい組織の現状をそのままにして、いくら精神論を説いてもむなし。問題解決には組織の現状を変えるような具体的な制度改革が必要不可欠である。たとえば、公益通報者保護法も制度改革の一つだ。これにより不正行為を内部告発した人の権利・利益が保護されることになった。自らの倫理観に基づく自社の不正行為の告発は、会社という「公」ではなく「私」を優先することである。「私」の告発によって「公」の誤

りを指摘しても、決して組織から不利益な扱いを受けることがなくなった。風土という精神的環境だけでなく、制度によって「私」を主張しやすくしたのである。筆者が指摘するように、「私」より「公」を優先する暗黙の前提がある社会ではとりわけ、制度によって「私」の強化をはかることが重要になる。それが囲い込みの包囲を弱め、弊害を取り除いていくことになるであろう。

【文章例②】

(一)、「公的な集団」が個人の自由を制限し、打算を超えた貢献を要求する「囲い込み」が日本の随所で見られる。日本では、「公式化された集団」への対抗勢力が弱いために「囲い込み」の歯止めが効かなくなり、個人の私生活が犠牲になっている。この「囲い込み」は、会社が社員を抱え込むパターンと、自治会や学校など地域独占的で家族全体の生活に深く関わっている集団が個人に奉仕を要求するパターンがある。前者は退出が可能であることに加え、近年、その非効率な面が競争原理の挑戦を受けているために、いずれ淘汰される可能性がある。それに比べて後者は、退出が困難であるために、問題は深刻である。「公式化された集団」が標榜する「公」とは何かを突き詰めて考えつつ、「私」と全体との調和点を求めていくことが今、必要なのである。

(二)、「囲い込み」の例として、日本の都市部の地域社会の学校PTAで行われている役員の抽選の例を挙げたい。都市部の地域社会のPTAでは、役員のなり手がないことが多い。その結果、全員が抽選に参加し、当たった人は問答無用で役員を引き受けさせられる。人前で話したり交渉が苦手な人が会長に当選してしまうこともある。パートをしながら家に要介護の老人を抱えている主婦が役員になり、泣いているのを見たことがある。この事例では、集団が個人の事情を無視して私生活の犠牲を強いている点で、本問課題文が論じる「囲い込み」にあたる。そして、学校やPTAは簡単には退出することができないために、個人は負担から逃れることが難しく、集団による個人の抑圧は大きい。

(三)、「囲い込み」は、個人の権利・利益を制限するため、除去しなければならない。「公式化された集団」は、理由なく個人の私生活を侵食する。しかし、「公」とは何を意味するのだろうか。職場、地域社会、イコール「公」だろうか。私は、そのようには考えない。

会社や自治会、PTAなどは「中間団体」である。中間団体による個人の抑圧は、克服されたはずではなかったか。封建体制の下で個人を恣意的に支配していた中間団体は、近代国家が解体した。そして、その国家さえもが、個人の幸せを増進するために存在を許されているのだと考えるのが、近代社会の前提となる社会契約説の考え方だ。だとすれば「公」が個人の利益を基本とする以上、中間団体による個人の「囲い込み」は許されないのである。

1 出題の趣旨

慶大法学部の論述力試験は「課題文の理解に基づき自己の見解を述べる」形式で一貫してきた。筆者との「対話」による思考・論理の深化を受験生に求めている。本問もこの傾向に沿った出題とした。

テーマは日本社会における「囲い込み」である。カギカッコをつけて表現しているように、筆者はこの言葉に独自の意味を与えて主張を展開している。これを把握しないままでは、筆者との「対話」は成立しない。独自の意味をもった言葉をテーマとすることで、課題文の理解力とともに〈対話〉の成否を評価する趣旨である。

慶大法学部の入試要項によれば、出題テーマは「広い意味での社会科学・人文科学の領域」である。要するに「何でもあり」ということで、過去の出題テーマも一見すると多岐にわたる。しかし、出題内容をよくみると、**社会における個人と集団との関係**というテーマが一つの軸として存在することに気づく。

こうした出題傾向に沿って、本問は日本社会における「囲い込み」をテーマとした。後述するように、筆者は「囲い込み」の背景として「私」より「公」を優先する日本社会の風土を指摘し、その改革を訴える。まさに、本問は、日本社会における個人と集団との関係がどうあるべきかを受験生に問いかけている。

2 設問の把握

まず(一)は筆者の主張の要約を求めている。「論旨」とは議論の筋道であり、細部の表現や記述にこだわらず、「囲い込み」について筆者が「何をどのように説明しているか」を中心にまとめると良い。また、要約は「簡潔に」行わなければならない。解答すべきことは(一)を含めて三つあるので、最大でも全体の三分の一度程度を目安にまとめることが望ましい。

(二)は筆者の主張に関する具体例をあげるよう求めている。ここでは「簡潔に」という指示がないが、一般的に具体例は長くなりやすいので、要約と同様に全体のバランスを考えて最大でも全体の三分の一度程度を目安に考えると良い。また、小論文における具体例は説明のための素材である。それぞれが考える具体例を通じて何を言いたいのか(趣旨)を明確にするようにしよう。具体例の成否は素材の良し悪しでなく、それが筆者の考えのどこにどう対応しているかという適合の良し悪しによって決まる。

(三)は日本社会の「囲い込み」について自由に述べることを求めている。留意すべきは「自由に」である。「筆者の主張」をなぞる

だけでは「対話」とはいえない。「筆者の主張」を踏まえつつ、自分自身の視点、認識、判断を示し、説明していくことが「対話」の基本である。これまでの出題・設問でも「自由に」はたびたび用いられている。それは、論述内容が筆者のコピーとなることを避け、受験生の独自性を引き出すための一つの「仕掛け」といえる。「筆者の主張」を理解し、その中心部分をとらえていれば、何を論点にし、それをどのように論じても「自由」である。

3 課題文の理解

相手の話をよく聞くことが「対話」の基本である。課題文の理解はよりよい論述の前提となる。まずは、全体の流れをつかんでみよう。課題文は一八段落で構成されている。それを内容に応じて整理すると、次のようになる。

【Ⅰ（第①～④段落）】

日本社会の「囲い込み」について、会社、学校、地域社会以外の具体例をあげ、「囲い込み」が組織による個人の支配であることを明らかにする。そして、最後に、「囲い込み」の「背景にはいったい何があるのかを考えてみたい」として、主張の中心軸を示している。

【Ⅱ（第⑤～⑩段落）】

Ⅰと同様に、日本社会の「囲い込み」の具体例をあげているが、ここでの中心は地域社会である。組織からの退出や、「囲い込み」の自然淘汰があり得る組織（会社）と対比して、地域社会は自然淘汰や自浄作用が働かず「聖域化」されやすいことを指摘する。

【Ⅲ（第⑪～⑬段落）】

Ⅰ、Ⅱの具体例から日本社会の「囲い込み」の背景を分析したパートである。「私」より「公」を優先すべきだという暗黙の前提の存在を指摘し、囲いの内側の「公」に対して外側の「私」がしわ寄せを受け、私生活が犠牲になると分析する。

【Ⅳ（第⑭～⑯段落）】

Ⅲで指摘した「私」より「公」を優先する例として、まず裁量労働制の現状をあげる。成果主義を導入せず、あいまいな人事評価制度の下では「公」の肥大化によって「私」の領域が際限なく侵食されかねないことを指摘する。

【V（第⑰～⑱段落）】

時間の使い方についての不満の多さや日本社会における「公」の実態と性質をあげ、「私」の主張を出発点に全体との調和点を求めるような「風土改革」に踏み切る必要があると主張する。

以上のことから、日本社会の「囲い込み」の現状と背景をあげ、「私」と「公」との関係について「風土改革」の必要性を説いたのが「筆者の主張」であることがわかる。

4 解答のポイント

慶大法学部の論述力試験は、「資料を与えて、理解、構成、発想、表現の能力を問う」ものである。

(一)の要約は主に「理解」に対応するものである。(二)の具体例は主に「発想」に対応するが、これは独自性を意味するものなので、筆者・課題文が取り上げていない例をあげなければならない。(三)の論述（自己の見解を述べること）は「発想」「構成」に対応するが、後者は論理性を意味する。ここでは独自性のある主張をどのような順序で掘り下げているかが問われる。そして、(一)・(二)・(三)それぞれで問われる能力を遺憾なく発揮するには、理解・思考を的確に伝える「表現」力が不可欠になる。このように、三つに分かれた設問は慶大法学部の論述力試験の評価軸に対応している。

(一) 要約

課題文の理解に基づき、筆者の論旨を簡潔に再現するのが要約である。前述したように、筆者は日本社会の「囲い込み」の現状をあげ、その背景を分析する。そして、その問題点に言及した上で、風土改革の必要性を説く。課題文の理解に基づき、筆者の主張の骨子である「現状」「背景」「問題点」「風土改革」の内容を説明していくことが要約の基本である。そうすることで、筆者が「何をどのように説明しているか」は鮮明になるはずだ。

(二) 具体例

前述したように、具体例のポイントは趣旨であり、本問では筆者の主張との適合性である。そのためには、要約の内容をにらみながら、どこにどのような例を対応させていくのかを考えなければならない。たとえば、『「囲い込み」は会社、学校、地域社会以

外にもみられる」という記述に対応させるならば、会社、学校、地域社会以外にどのような「囲い込み」があるのかを考えることになる。また、「私」より「公」を優先する現象を社会の中に見出し、それと「囲い込み」との関連を考えても良い。なお、法学部だからといって法律や政治分野に限定する必要はなく、筆者の主張に適合していればどのような素材・内容でもかまわない。そして、可能であれば(三)の論述内容との関連(脈絡)まで意識して例をあげられればベストである。

(三) 論述

論述に際して留意してほしいのは、事実認識と価値判断のバランスである。一般的に論文はこの両者から構成される。刑事裁判の判決を例にあげるとわかりやすい。判決はまず証拠を総合して被告人が罪を犯したか否かの事実認定を行い、実際に罪を犯した場合には量刑を判断する。量刑とは犯罪行為の軽重を判断して刑の種類や程度を決める点で価値判断である。このように考えると、判決文も事実認識と価値判断から構成される論文の一種といえる。

本問の場合、事実認識とは日本社会における「囲い込み」の有無を考え、その背景を分析することである。(二)の具体例がその役割を果たしているので、論述の中心は価値判断になる。本問における価値判断とは、「囲い込み」の良し悪しを考え、その理由を中心に必要な説明を掘り下げていくことである。そこで、想定される論述の視点を整理してみよう。

A 日本社会における「囲い込み」を消極的に評価する

「囲い込み」の存在を認めた上で、筆者と同様にこれを消極的に評価する場合、筆者との違いをどう打ち出すがポイントとなる。筆者は課題文の最後で「私」と「公」との関係について「風土改革」の必要性を主張する。これとまったく同じでは、論述の発想力・独自性は認められない。違いを打ち出すとは、こうした筆者の主張の不足を補完していくことである。たとえば、なぜ「風土改革」が必要なのだろう? 筆者は時間の使い方についての不満の多さや日本社会における「公」の実態と性質をあげるが、他の理由を考え示せば発想力・独自性が認められるだろう。また、「風土改革」または『私』を堂々と主張しそこから全体との調和点を求めていく」とは具体的に何をしていくことだろうか? さらに、これを実現していく上での課題は何だろうか?……このようにして、筆者の主張に対する疑問を投げかけることで違いが引き出されるはずだ。結論は同じであっても、単にうなずくのではなく積極的に問いかけることは独自性を引き出すとともに、論理性を高めるきっかけにもなる。

B 日本社会における「囲い込み」を積極的に評価する

「囲い込み」の存在を認めた上で、これを積極的に評価することもできる。筆者と異なる価値判断なので、この視点・主張自体に発想力・独自性が認められる。ただし、単なる反発や思いつきでは論述とはいえないので、積極的に評価する理由として何をあげるかがポイントとなる。たとえば、「囲い込み」には筆者があげる問題点ばかりでなく、何か意義はないだろうか？ また、「囲い込み」の背景にある、「私」より「公」を優先する価値観も必要なのではないか？……このような問いかけをすることで、積極的に評価する理由を引き出すことができる。ただ、いくら意義や必要性を強調しても、筆者が指摘するような問題がなくなるわけではない。筆者との「対話」を深め、自己の見解の説得力を高めるために、どうすれば問題点を解消・改善できるかを考えることも必要だ。

以上に二つの視点と各々について考える道筋を示した。一つ的答案ですべてに言及するのではなく、いずれかを自分自身の視点として選び、それに沿って考えを掘り下げていくようにしよう。

また、これとは別に視点を整理することもできる。それは、本問のテーマである個人と集団または「私」と「公」のいずれを重視するかで二つに大別される。筆者は日本社会における「囲い込み」を問題視して「風土改革」を主張する。個人・「私」を重視する視点である。これに対して、集団・「公」を重視する視点もある。前者は筆者と同様に「囲い込み」が個人に対してどのような弊害をもたらしてきたのかを指摘し、それをいかにして改めるのかを中心に論じていくことになる。後者は集団による「囲い込み」が社会にとつていかに重要かを説明し、個人・「私」の考えや行動がある程度制約されるのはやむをえないと論じることになる。これは、現代の日本社会をどのように見るか、そして、これからどうあるべきかをめぐる考え方の違いでもある。

5 文章例の構成と趣旨

文章例は設問に沿って、(一)要約、(二)具体例、(三)論述の三段落で構成されている。

(一)の要約は全体の約三分の一で筆者の主張を概説した。この部分を長くすると相対的に(二)(三)が短くなり、内容の掘り下げが不十分になってしまうからである。

(二)の具体例は、会社における「囲い込み」の「自然淘汰」という筆者の見方に疑問を示すとともに、企業の不正行為を素材に「囲

い込み」の弊害を明らかにすることで筆者の主張に対応させた。また、社員の倫理観の欠落が不正行為を許し、消費者や投資家に損害をもたらすことを「囲い込み」の弊害としてあげ、囲いの内側だけでなく外側にも弊害を及ぼすことをあげ筆者との違い（独自性）を出した。

（三）の論述は、弊害のある「囲い込み」に対する改革の提案である。独自性を意識して、筆者の「風土改革」に加えて「制度改革」を示した。また、制度の具体例として、二〇〇六年四月に施行された公益通報者保護制度を例にあげた。こうした制度が「私」の権利・利益を保護し、個人を主張しやすくすることで、「囲い込み」が弱まることに期待した。「風土改革」のような意識改革だけでは状況の改善は容易でなく、制度という具体的な改革も必要であろう。



会員番号	
------	--

氏 名	
-----	--